

新山手病院 施設基準

令和8年6月

【厚生労働大臣の定める掲示事項】は以下の通りです。

入院基本料に関する事項

当院は

急性期一般入院基本料 1

結核病棟入院基本料 7 対 1

地域包括ケア入院医療管理料 2

回復期リハビリテーション入院料 5 を届出しております。

【関東信越厚生局長への届出に関する事項】

当院では次の施設基準に適合している旨の届出を行っております。

《基本診療料》

- ・ 急性期一般入院基本料 1
- ・ 結核病棟入院基本料 7 対 1 入院基本料
- ・ 地域包括ケア入院医療管理料 2
- ・ 回復期リハビリテーション入院料 5
- ・ 救急医療管理加算
- ・ 診療録管理体制加算 1
- ・ 医師事務作業補助体制加算 1 2 5 対 1 補助体制加算
- ・ 急性期看護補助体制加算
2 5 対 1 急性期看護補助体制加算（看護補助者 5 割以上）
- ・ 夜間 100 対 1 急性期看護補助体制加算
- ・ 看護補助体制充実加算 1
- ・ 看護職員夜間配置加算 看護職員夜間 1 6 対 1 配置加算 1
- ・ 電子的診療情報連携体制整備加算 2
- ・ 療養環境加算
- ・ 地域加算 2
- ・ 重症者等療養環境特別加算
- ・ 栄養サポートチーム加算
- ・ 医療安全対策加算 1

- ・感染対策向上加算2 連携強化加算 サーベイランス強化加算
- ・病棟薬剤業務実施加算2
- ・術後疼痛管理チーム加算
- ・患者サポート体制充実加算
- ・地域支援・医薬品供給対応体制加算1
- ・データ提出加算2のロ
- ・入退院支援加算1、入院時支援加算2
- ・認知症ケア加算3
- ・せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・協力対象施設入所者入院加算
- ・看護職員処遇改善評価料50
- ・入院時食事療養（I）

《特掲診療料》

- ・電子的診療情報連携体制整備加算2（医科）
- ・電子的診療情報連携体制整備加算1（歯科）
- ・地域歯科診療支援病院歯科初診料
- ・歯科外来診療医療安全対策加算2
- ・歯科外来診療感染対策加算3
- ・歯科治療時医療管理料
- ・外来栄養食事指導料の注2に規定する基準
- ・心臓ペースメーカー指導料の注5に掲げる遠隔モニタリング加算
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・薬剤管理指導料
- ・医療機器安全管理料1
- ・外来放射線照射診療料
- ・二次性骨折予防継続管理料1
- ・二次性骨折予防継続管理料2
- ・二次性骨折予防継続管理料3
- ・救急搬送医学管理料2、夜間休日救急医学管理料2及び救急医学管理料の注3に掲げる救急外来緊急検査対応加算2

- ・院内トリアージ実施体制加算
- ・精密触覚機能検査
- ・検体検査管理加算（Ⅰ）・検体検査管理加算（Ⅱ）
- ・BRCA1/2 遺伝子検査
- ・時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- ・ヘッドアップティルト試験
- ・CT撮影及びMRI撮影
- ・外来腫瘍化学療法診療料1、外来化学療法加算1
- ・外来腫瘍化学療法診療料1の連携充実加算
- ・生活習慣病管理料（Ⅱ）
- ・充実管理加算（脂質異常症を主病とする場合）
- ・充実管理加算（高血圧症を主病とする場合）
- ・充実管理加算（糖尿病を主病とする場合）
- ・無菌製剤処理料
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料2の持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算
- ・心大血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）
- ・運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・がん患者リハビリテーション料
- ・集団コミュニケーション療法料
- ・歯科口腔リハビリテーション料Ⅱ
- ・リハビリテーションデータ提出加算
- ・CAD/CAM冠
- ・骨移植術（軟骨移植術を含む）（自家培養軟骨移植術に限る。）
- ・椎間板内酵素注入療法
- ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（リードレスペースメーカー）
- ・大動脈バルーンポンピング法（IABP法）

- ・ 体外衝撃波腎・尿管結石破碎術
- ・ 胃瘻造設術（経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡胃瘻造設術を含む）
- ・ 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- ・ 乳がんセンチネルリンパ節加算 2 及びセンチネルリンパ節生検（単独）
- ・ 輸血管理料Ⅱ
- ・ 吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの） 1. 麻酔に従事する医師が専従で実施する場合
- ・ 麻酔管理料（Ⅰ）
- ・ 放射線治療専任加算/外来放射線治療加算
- ・ 高エネルギー放射線治療/画像誘導放射線治療（IGRT）
- ・ 高エネルギー放射線治療 イ 乳癌に対する全乳房照射の場合（一連につき）
- ・ クラウン・ブリッジ維持管理料
- ・ 酸素の購入価格の届出
 - 定置式液化酸素貯槽（CE）0.15 円/ℓ
 - 可搬式液化酸素容器（LGC）0.26 円/ℓ
 - 小型ポンベ（3000L 以下）1.59 円/ℓ
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注 5
- ・ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注 5
- ・ 入院ベースアップ評価料 126

・ 入院時食事療養について

当院は入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しております。